

IUCN-J シンポジウム実行委員会 第3回 勉強会（2006年12月13日）

「統合的海岸管理」 清野聡子（東京大学大学院 総合文化研究科）

## 参考資料一覧

○海岸法 一部抜粋

○千葉県三番瀬再生計画の構成について

○再生計画（基本計画） 表紙・目次・はじめに

○再生計画（事業計画） 表紙・目次・事業計画の概要

IUCN-J シンポジウム実行委員会 第3回 勉強会  
「統合的海岸沿岸管理」清野聡子(東京大学大学院 総合文化研究科)

\*\*\*\*\*参考資料：海岸法(抜粋)

## 海岸法

(昭和三十一年五月十二日法律第百一号)最終改正:平成一四年二月八日法律第一号

(目的)

**第一条** この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜(海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。)その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう

2 この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう

(海岸保全基本方針)

**第二条の二** 主務大臣は、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針(以下「海岸保全基本方針」という)を定めなければならない。

2 主務大臣は、海岸保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、海岸保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、海岸保全基本方針の変更について準用する。

(海岸保全基本計画)

**第二条の三** 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画(以下「海岸保全基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

3 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴かななければならない。

4 都道府県知事は、海岸保全基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項で政令で定めるものについては、関係海岸管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。

5 関係海岸管理者は、前項の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

7 第二項から前項までの規定は、海岸保全基本計画の変更について準用する。

(海岸保全区域の指定)

**第三条** 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域、砂防法(明治三十年法律第二十九号 第二条)の規定

- により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項 若しくは第二十五条の二第一項 若しくは第二項 の規定による保安林（同法第二十五条の二第一項 後段又は第二項 後段において準用する同法第二十五条第二項 の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という）若しくは同法第四十一条 の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という）については、指定することができない。
- 2 都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、**海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部**を、農林水産大臣（森林法第二十五条の二）の規定により都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事に協議して、**海岸保全区域として指定することができる。**
  - 3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため**必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう）の水際線から、水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう）の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。**ただし、**地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。**
  - 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
  - 5 海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

#### **（海岸保全区域の占用）**

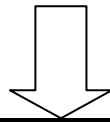
- 第七条** 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、**海岸保全施設以外の施設又は工作物**（以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、**海岸管理者の許可**を受けなければならない。
- 2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

#### **（海岸保全区域における行為の制限）**

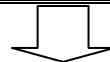
- 第八条** 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
- 一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。
  - 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
  - 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。
- 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。
- 第八条の二** 何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（第十六条及び第三十一条において「海岸保全施設等」という）を損傷し、又は汚損すること。
  - 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
  - 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
  - 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
- 2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

# 千葉県三番瀬再生計画の構成について

<p>円卓再生計画案 (円卓会議が策定)</p>	<p>三番瀬の自然環境の再生についての基本的な方向性、 考え方をご提案いただいたもの</p>
------------------------------	--



<p>県再生計画 (県が策定)</p>	<p>(基本計画)</p>	<p>三番瀬円卓会議からの再生計画案を受け、県が関係者と協働して三番瀬の自然環境の再生を進めるうえでの県としての理念と方向性を記述したもの (長期計画的なもので、およそ10～20年毎に改定)</p>	<p>再生事業</p>
	<p>(事業計画)</p>	<p>基本計画の理念と方向性に基づき、行政的な施策を各分野毎に体系的に明らかにするもの (中期計画的なもので、およそ5～10年毎に改定)</p>	



<p>(実施計画)</p>	<p>基本計画及び事業計画に従い、再生事業の具体的な内容を施策としてどのように展開していくかを記述したもの。 事業実施に伴い影響、社会情勢や経済動向の変動などに留意して、PDCAサイクルにより実施する内容を規定するもの。 (短期計画的なもので、毎年度の予算を考慮して策定する)</p>	<p>再生事業</p>
---------------	--	-------------

# 千葉県三番瀬再生計画（基本計画）

（ 案 ）

平成17年8月1日

千 葉 県

## 目次

### 前文

はじめに	1
------	---

### 第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針

第1節 背景	3
第2節 再生の目標	6
1 生物多様性の回復	
2 海と陸との連続性の回復	
3 環境の持続性及び回復力の確保	
4 漁場の生産力の回復	
5 人と自然とのふれあいの確保	
第3節 再生に当たっての進め方	9
1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用	
2 予防的態勢及び順応的管理	
3 賢明な利用	
4 協働による取組	
第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組	10
第5節 計画・交流区域	12
1 計画区域	
2 交流区域	

### 第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策

第1節 干潟・浅海域	13
第2節 生態系・鳥類	15
第3節 漁業	17
第4節 水・底質環境	19
第5節 海と陸との連続性・護岸	21
第6節 三番瀬を活かしたまちづくり	23
第7節 海や浜辺の利用	25
第8節 環境学習・教育	26
第9節 維持・管理	27
第10節 再生・保全・利用のための制度及び ラムサール条約への登録促進	28

第11節	広報	30
第12節	東京湾の再生につながる広域的な取組	31

### 第3章 三番瀬の再生の推進方法

第1節	事業の進め方	34
第2節	推進体制	35

はじめに

千葉県では、東京湾の奥部に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬の再生・保全を目指し、平成16年1月22日に三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）からいただいた「三番瀬再生計画案」をもとに、千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針、三番瀬の再生に向けて講ずべき施策及び三番瀬の再生の推進方法を定めています。

基本的な方針においては、再生の目標として

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

の5つの項目を定め、この目標の実現に向けて、4つの「再生に当たっての進め方」、12の「再生に向けて講ずべき施策」、2つの「再生の推進方法」を定めました。

また、「再生に向けて講ずべき施策」に係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）（以下「事業計画」という。）として取りまとめることとし、県以外が実施する事業についても必要な協議・調整を行います。

# 基本計画

## 第1章 三番瀬の再生に関する施策 についての基本的な方針

### 第1節 背景

### 第2節 再生の目標

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

### 第3節 再生に当たっての進め方

- 1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用
- 2 予防的態度及び順応的管理
- 3 賢明な利用
- 4 協働による取組

### 第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

### 第5節 計画・交流区域

- 1 計画区域
- 2 交流区域

## 第2章 三番瀬の再生に向けて 講ずべき施策

### 第1節 干潟・浅海域

### 第2節 生態系・鳥類

### 第3節 漁業

### 第4節 水・底質環境

### 第5節 海と陸との連続性・護岸

### 第6節 三番瀬を活かしたまちづくり

### 第7節 海や浜辺の利用

### 第8節 環境学習・教育

### 第9節 維持・管理

### 第10節 再生・保全・利用のための制度及び ラムサール条約への登録促進

### 第11節 広報

### 第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

## 第3章 三番瀬の再生の推進方法

### 第1節 事業の進め方

### 第2節 推進体制

# 事業計画

- |          |                 |                                      |
|----------|-----------------|--------------------------------------|
| 1 干潟・浅海域 | 5 海と陸との連続性・護岸   | 9 維持・管理                              |
| 2 生態系・鳥類 | 6 三番瀬を活かしたまちづくり | 10 再生・保全・利用のための制度及び<br>ラムサール条約への登録促進 |
| 3 漁業     | 7 海や浜辺の利用       | 11 広報                                |
| 4 水・底質環境 | 8 環境学習・教育       | 12 東京湾の再生につながる広域的な取組                 |

図 はじめに 1 三番瀬再生計画の構成

# 千葉県三番瀬再生計画（事業計画）

（素案）

千葉県

## 三番瀬再生計画（事業計画）の目次

第1章 事業計画の概要	1
第1節 事業計画の位置づけと計画期間	1
第2節 第1次事業計画の構成と事業の時間軸整理	1
第3節 第1次事業計画における主な取組	2
第4節 第1次事業計画の目標	4
第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業	
第1節 干潟・浅海域	6
1. 干潟化の試験	8
2. 淡水導入の試験	8
第2節 生態系・鳥類	10
1. 行徳湿地再整備事業	12
2. 三番瀬自然環境調査事業	13
第3節 漁業	15
1. 三番瀬漁場環境の改善	17
2. アオサ対策	17
3. 藻場の造成試験	18
4. ノリ養殖管理技術の改善	18
5. 高水温耐性ノリ品種の改良	18
6. アサリの資源生態に関する総合調査	19
7. アサリ生産対策	19
第4節 水・底質環境	21
1. 海老川流域水循環系の再生	23
2-(1) 合併処理浄化槽の普及	23
2-(2) 産業排水対策	24
2-(3) 流域県民に対する啓発	24
3. 下水道の普及と高度処理	24
4. 都市河川における生態系に配慮した護岸整備	25
5. 青潮関連情報発信事業	25
第5節 海と陸との連続性・護岸	28
1. 市川市塩浜護岸改修事業	29
2. 自然再生（湿地再生）事業	29
第6節 三番瀬を活かしたまちづくり	31

第7節	海や浜辺の利用	32
1.	ルールづくりの検討	33
第8節	環境学習・教育	34
1.	環境学習・教育事業	34
第9節	維持・管理	35
1.	ビオトープネットワーク事業	37
2.	モニタリング方法、指標づくりの検討事業	37
3.	三番瀬自然環境合同調査実施事業	37
4.	三番瀬自然環境データベース構築事業	38
第10節	再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進	39
1.	三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定	40
2.	ラムサール条約への登録促進	40
第11節	広報	41
1.	インターネット等による情報発信	42
2.	広報拠点活用事業	42
3.	三番瀬フェスタ開催事業	42
4.	三番瀬再生事業の支援と広報	42
5.	三番瀬再生クラブ(仮称)の設立	43
6.	三番瀬再生キッズ育成事業	43
第12節	東京湾の再生につながる広域的な取組	44
1.	国、関係自治体等との連携による広域的な取組	45
資料		
1.	第1次事業計画期間における施策目標と取り組む事業	48

## 第1章 事業計画の概要

### 第1節 事業計画の位置づけと計画期間

事業計画は、「三番瀬の自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生」を目指して、「基本計画の基本的な方針・再生の目標」などに基づき、具体的な施策を体系的に明らかにしたものです。

三番瀬の再生に向け、具体的な取組を開始する第一歩となる第1次事業計画の計画期間は、平成18年度から22年度とし、本事業計画では、この間に取り組む事業の概要を示しました。

また、事業計画は5年毎に見直すこととし、計画期間内であっても、関係機関との協議・調整が整ったものや科学的知見の蓄積等によって事業化が可能となったものなどについては、適宜、事業の追加や内容の充実等を行っていきます。

三番瀬の再生にあたっては、自然を相手とする息の長い取組が必要であり、円卓会議の「三番瀬再生計画案」(以下「円卓会議案」という)等も踏まえ、緊急性や優先度の高い事業などから、順応的な管理に留意し、着実に進めていくとともに、これら事業の展開に当たっては、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元4市等との連携や協働を通し、一体的に取り組むことにより、効果的な推進を図っていきます。

### 第2節 第1次事業計画の構成と事業の時間軸整理

本事業計画は、基本計画で示した「再生に向けて講ずべき施策」毎に、12の節としてとりまとめており、各節を構成する事業については、計画期間内の目標と取組内容を記載しています。

個々の事業については、「円卓会議案」で提案された事業や提案以外の三番瀬の再生に必要な事業を踏まえていますが、これらを同時期にすべて実施することは、財政面からも困難なため、以下のような時間軸の整理を行いました。

そして、本事業計画では、この中から、計画期間内に具体的な取組を行う、継続的事業、緊急・早期着手事業、中期的事業について、その内容を記載しています。

表 事業の時間軸の整理

継続的事業	現時点（平成17年度）で、既に事業に着手しており、計画期間内は継続し、若しくは充実させて実施するもの
緊急・早期着手事業	計画期間内に事業に着手するよう努めるもの
中期的事業	計画期間内は、事業化に向けて具体的な調査・試験・検討等を行い、5～10年後に事業に着手するよう努めるもの
長期的事業	計画期間内は、情報収集や科学的知見の蓄積等を行うもの

### 第3節 第1次事業計画における主な取組

本事業計画は、三番瀬の再生に向けた取組の第一歩となりますが、具体的な事業は、早期に着手すべきもの、中長期的な視点に立って進めていくものなど様々です。また、東京湾の水質改善施策のように、これまで県が継続的・広域的に取り組んでいる事業で、三番瀬の再生に寄与するものなどがあります。

第1次事業計画期間に取り組む事業は第2章の各節に記載しましたが、これらは相互に関係することから、県は以下のような視点に立って総合的に施策を実施していきます。

#### 1 三番瀬の自然再生のための具体的施策

生物多様性の回復や海と陸との連続性を回復し、三番瀬の自然環境を再生していくためには、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境の創出、干出域の拡大、海と陸との自然なつながり（後背湿地など）を増やすことなどが重要です。

このため、本事業計画では、必要な調査検討を行った後、多様な環境の再生の試みとして、淡水導入の試験や干潟化の試験を実施します。

なお、汽水的な環境を創出するための淡水導入等の実施については、現時点では科学的知見が十分といえないことから、小規模に実施し、定期的にモニタリングしながら順応的管理の手法により進めていくとともに、試験結果を次期事業計画期間での事業展開に活用していきます。

また、自然（湿地）再生については、失われた海と陸との連続性の回復を図るために重要な事業であり、その実現のため、具体的な調査を進めていきます。

そして、行徳湿地については、三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域

の場所と位置づけ、三番瀬との海水交換を促進するとともに、湿地の汽水域化等を促進します。

## 2 人と自然の共生を実現するための具体的施策

三番瀬は都市化された地域に残された貴重な自然であり、自然環境の再生と同時に、生業（漁業）の場としての利用はもとより、人が自然にふれあい、学ぶ場として利用され、人と共生していくことが重要です。

このため、漁場の生産力の回復を目指して、漁業者等との連携によるアオサの回収・処理策、藻場の造成試験、流れづくりなどの漁場環境の改善に取り組むとともに、ノリ養殖業では養殖技術の改善や品種改良、アサリ漁業では安定生産対策等を実施し、三番瀬の漁業を振興します。

また、多くの人々が三番瀬を知り、ふれあう機会や場を確保するため、自然な連続性と親水性に配慮した市川市塩浜護岸の整備、環境学習・教育の実施、魅力ある広報活動、各種イベント等を実施していきます。これらの事業の実施により、人々の三番瀬に対する理解を深め、広めていくことで、三番瀬の再生に向けた機運を高め、再生事業への県民参加を促し、「県民運動」とすることで、再生の推進力としていきます。

## 3 流入河川の水質改善や海域環境の改善を図るための継続的、広域的な施策

三番瀬は、流入する河川や東京湾を通じて、広く陸域と海域の影響を受けています。

これまで、水質汚濁防止法等に基づく排水規制や生活排水対策等の実施により、東京湾等の水質は改善傾向にありますが、なお、環境基準を達成していない水域があり、富栄養化による赤潮や青潮の発生も見られることから、湾に流入する汚濁負荷量の一層の削減等を進めることが重要です。

このため、下水道の普及や高度処理、合併処理浄化槽の普及、流域県民への啓発や産業排水対策等を、充実・強化しながら、継続的に実施するとともに、これまで以上に、河川流域や東京湾周辺の自治体と連携して、水質改善の取組や環境保全に係る啓発・イベントなどを実施していきます。

## 4 三番瀬の自然環境のモニタリング等

三番瀬の自然環境は変動しており、生物とそれを取り巻く環境を把握するとともに、科学的知見を蓄積し、順応的管理による再生事業の実施に資することが重要です。

このため、三番瀬の生態系調査や県民参加の合同調査を実施するとともに、これら調査結果の効率的な活用を図るためのデータベースを構築し、三番瀬の自然環境のモニタリング体制を確立していきます。

#### 第4節 第1次事業計画の目標

第1次事業計画では、基本計画で定める5つの再生の目標の達成に向けて、それぞれ以下の目標を設定し、主な取組で記載した事業をはじめとするさまざまな事業に取り組んでいきます。

- 1 干潟・汽水域等の多様な環境の再生の試み
- 2 後背湿地の再生の試みと自然な連続性が確保された護岸整備
- 3 青潮発生の抑制と流入河川の水質や海域環境の改善
- 4 漁業生産の安定・向上につながる漁場環境の改善と漁業の振興
- 5 親水性の向上や環境学習・広報等を通じた県民参加の推進

# 第1次事業計画期間(H18~H22)における再生の目標と主な取組

基本計画に掲げる再生の目標

第1次事業計画期間の再生の目標

主な取組

( )内は記載節

三番瀬の自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の環境の再生

